

## 第 61 回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成 28 年 10 月 3 日（月） 16:30～18:34

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

### 3 出席者

（部 会 長） 川崎茂

（委 員） 河井啓希、西郷浩

（審議協力者（有識者）） 熊井裕二、森下淳一

（審議協力者（各府省等）） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、愛知県

（調査実施者） 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室：藤本室長ほか

（事 務 局） 総務省：横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山企画官ほか

4 議 題 ガス事業生産動態統計調査の変更について

### 5 概 要

○ 事務局から諮問の概要について説明が行われ、次いで、調査実施者から追加の説明が行われた後、審査メモに沿って審議が行われた。

○ 審査メモ中の「1 ガス事業生産動態統計調査の計画変更」及び「2 前回答申の『今後の課題』への対応状況」について調査実施者から説明がなされ、審議を行った結果、変更内容はおおむね適当と整理されたが、委員及び審議協力者から指摘のあった事項については、次回部会において調査実施者から回答することとされた。

主な意見は、以下のとおり。

#### （1）ガス事業生産動態統計調査の計画変更

##### ア 調査の目的

- ・ 調査の目的については、変更計画（案）のとおり、適当としたい。

##### イ 調査対象の範囲

- ・ 通常の統計調査では新規に参入した事業者の把握が難しいが、本調査はどうか。また、参入する事業者の数が非常に多いと、調査票を配布するのが大変だが、見通しはどうか。
  - ガス小売事業の新規参入の場合、どの導管エリアでいつから参入するかを事前に登録する必要があり、それにより把握可能である。また、新たにガス小売の契約を結ぶ必要があり、急激に事業者の数が増えることも想定しにくい。
- ・ ガス製造事業者が調査対象外となっているのは、最終的にガス小売事業者が総量の把握が可能であるためと理解すればよいのか。例えば、ガスを製造した者が、自社内で消費することも考えられるが、このような場合は本調査でどのような扱いとなるの

か。市場を通じて販売されているガスの総量を本調査で把握していると考えればよいか。

→ 御理解のとおりである。ガスを市場に供給しない場合は、ガス事業には含めていない。例えば、電力会社がLNGを調達し、自らの導管でガスを発電所に供給する場合は「電力事業」として扱っている。

- ・ 調査対象の範囲については、変更計画（案）のとおり、適当としたい。

## ウ 調査事項の変更

- ・ 本調査の地域区分は一般的な地域区分と思われるが、政策目的上も十分と考えてよいか。例えば、北海道の事業者が九州でガスの供給をする等、将来的には、他地域でガス事業に参入することが考えられるのか。

→ 他地域でガスを供給することは考えられる。このため、地域ごとの実績の確認は必要と考えている。行政上の必要性から、地域ごとに管理をしてくれている経緯もあり、今回、地域別の把握を案として提示したところである。

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2016 ～600兆円経済への道筋～」(平成28年6月2日閣議決定。以下「骨太の方針」という。)で地域区分について指摘があった趣旨は、類似統計間で地域区分が異なることにより、結果等についての比較分析が難しいという点にある。

→ 地域区分が調査ごとに異なる場合があるとのことであるが、経済産業省、資源エネルギー庁の中では統一されているのか。

→ 経済産業省内部では、経済産業省生産動態統計調査や商業動態統計調査で用いられている地域区分とは整合している。

- ・ 骨太の方針だと地域区分が区々であるとの指摘のようであるが、政府統計全体の横断的な課題と考えればよいのか。

→ 静岡県を関東に含めるのか中部に含めるのか等、政府統計全体でみれば相違している場合があるということであり、本調査のみの問題ではない。

- ・ 地域別に把握をすることはよいことと考えるが、この統計の需要を考えた場合、報告者の負担を考慮しつつ、都道府県別に詳細化できないかと考える。例えば、エネルギーバランスを考えた場合、都道府県別の把握が必要ではないか。また、事業者においても、新規参入を検討するに当たって、都道府県別でどのような状況となっているのかは市場を理解する上で重要と考える。今後、自由な競争を促進していく上でも都道府県別データは重要ではないか。

→ 都道府県別表章については、①秘匿の増加による利活用面の低下や個社情報の保護の観点、②事務負担の増加や調査票の変更の必要性、③都道府県別での回答が困難な調査事項の存在、④報告者負担の増加等の観点から対応が困難と考える。

→ 報告者単位での表章をする場合は秘匿措置が必要となるが、需要者側のデータであることから、秘匿措置が理由となるかは疑問がある。

→ 資源エネルギー庁では、別途行っている「エネルギー消費統計調査」において、ガスの数量及び熱量について、需要サイドからの情報を把握しており、都道府県別にも集計・公表している。したがって、現時点で支障はないと考えている。

- ・ 簡易ガス事業者は規模の小さい事業者が多く、都道府県別の報告を求められた場合、事務負担の増加を懸念している。
- ・ 都道府県別の表章の意義については部会長御指摘のとおりのものであるが、事業者を確認したところ、複数の都道府県にガスを供給している事業者において都道府県別のデータ管理をしていない事業者もあり、そのためのシステム改修を行ったり、手作業で集計しなければならなくなったりするということだった。これにかかる金銭的・事務的負担が重いという意見がガス事業者から出ている。また、集計システム上、来年度調査から都道府県別の報告を求められるというのは、対応が困難であることから、慎重なご検討をお願いしたいと考えている。
- ・ 調査事項の変更については、都道府県別結果の表章が可能となるよう、地域ブロック別ではなく、都道府県別の把握とすることの意義はあるものの、回答者側からは、これによる記入負担の著しい増加への懸念が表明されていることから、変更計画（案）のとおり対応することは、適当としたい。ただし、地域別表章のあり方については、本調査に限らず、整理が必要と考えている。

## エ 調査事項の削除

- ・ 調査事項の削除については、変更計画（案）のとおり、適当としたい。

## オ 集計事項

- ・ 集計事項の変更については、変更計画（案）のとおり、適当としたい。

## カ 公表の方法及び公表の期日

- ・ 統計委員会委員からデータアーカイブとして、統計データを長期的に保存すべきとの指摘があった。印刷物は国会図書館に保存されるが、公表形態をインターネットのみとするという今回の変更でアーカイブという面で担保はされているのか。超長期のデータ保存はどのようになっているか。
- ・ 現状において、印刷物及びインターネット上で、データはどこまで遡って確認できるのか、また今後、データの保存について、どのような方針で臨むのか、次回部会で回答をお願いしたい。
- ・ 公表の内容について変更計画の内容に異議はないが、集計表に対する要望がないなど、利活用が乏しいと受け取れる発言は寂しい。経済産業省として、この調査でどのようなことが分かるのかなど、利用者に対する積極的な情報発信についても、考えてよいのではないか。
  - 集計表に対する要望がないことをもって、この統計の利活用が乏しいことにはならないと考えているが、小売全面自由化の進展により、新たなニーズが出てくる可能性もあり、今後、どういう集計・分析があるのかは検討していきたい。
  - 報告負担を課して回答を得ている以上、データの積極的な利活用が促進されるよう、今後も検討いただきたい。
- ・ 本調査における過去データの利用可能範囲及び将来的なデータ蓄積については、次回部会で御回答いただきたい。

## キ オンライン調査の推進

- ・ 集計事務の受託者として言えば、オンライン回答がなされれば、毎月、数日を要しているデータ入力及び検査作業の手間がなくなることから、作業負担の軽減や正確な統計作成の観点から、一般ガス事業者の業界団体としても、その推進に取り組んでいるところ。平成 23 年度に加盟事業者にオンライン回答の促進について、一度周知をしており、一定の効果があつたと考えているが、今後、今回の調査事項の変更の周知と併せて、オンライン回答についても引き続き推進していきたい。
- ・ 簡易ガス事業者のオンライン回答率が低いことから、業界団体として周知を図り、オンライン回答を推進していきたい。
- ・ オンライン調査に対する取組については、適当としたい。

## (2) 前回答申の「今後の課題」への対応状況

- ・ 前回答申の際に付された「今後の課題」は、ガス事業に関する規制緩和に伴う調査内容に関する適宜の見直しを求めたものであつたが、今回申請された変更が、この課題への対応になっていると考えられる。ついては、本日行った審議により、特に問題点の指摘がなかったことから、この課題への対応については、適当としたい。

## 6 次回予定

次回部会は、平成 28 年 10 月 24 日（月）16 時 30 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。